

証券コード4736  
平成20年6月9日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷四丁目16番3号  
日本ラッド株式会社  
代表取締役社長 大塚 隆 一

## 第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案もございますので、当日おさしつかえのためご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成20年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区四谷三丁目14番地1  
ホテルJALシティ四谷東京「テラスルーム」  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい）
3. 株主総会の目的である事項  
報告事項 1. 第37期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第37期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件                |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件                |
| 第4号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |
- 議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

#### 4. 代理人によるご出席の場合

代理人によるご出席の場合、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るとさせていただきます。

注) 事業報告、計算書類および連結計算書類について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.nippon-rad.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

以 上

---

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

## I 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上期に緩やかな回復基調がみられたものの、サブプライムローン問題をはじめとする米国発の金融不安や原材料価格の高騰が拡大し世界経済の減速傾向が強まる中、年度末にかけて企業収益や設備投資の伸びが鈍化するなど、急速に景況感が悪化しました。また、日銀も景気の基調判断を下方修正するなど、景気の先行きに対しても下振れのリスクは高まっております。

当社グループの属する情報サービス業界においても、金融をはじめとする一部の分野で需要が拡大したものの、年度末にかけて増勢が鈍化しました。また、納期や品質のみならず、セキュリティ対策、内部統制、コンプライアンス等に対する顧客の要請が強まり、一層高度化する顧客ニーズへの対応が求められるなど、総じて厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは、高収益体質への転換と中期的成長への基盤構築を目指し、2007年6月より本格的に販売を開始した次世代データ統合ソリューションETI Solutionをはじめとする高品位パッケージソフトを核とした、新たなビジネスモデルの構築を推進しました。また、コアビジネスであるソフトウェア受託開発においては、顧客満足度の向上を図り、徹底したプロジェクト管理、人材教育、受注案件確保に向けた営業強化に努めました。

この結果、当社グループの連結売上高は、41億52百万円（前年同期比7.4%減）となりました。利益につきましては、ソフトウェア受託開発において不採算案件が発生したことによる原価率の上昇に加え、ETI Solutionの販売促進活動や、J-SOX法対応にかかる先行経費の発生により、販売費及び一般管理費が増加したことなどから、営業利益1億4百万円（前年同期比46.5%減）、経常利益94百万円（前年同期比41.4%減）となりました。

また、当連結会計年度より、退職給付債務の計算を簡便法から原則法に移行することによる積立不足額44百万円を積み立てたほか、当社が保有する投資有価証券のうち、実質価額又は時価が著しく下落したと判断されるものについて投資有

価証券評価損57百万円、及び前渡金により取得するライセンスについての販売による消化の可能性から、評価損の計上が必要と判断されるもの83百万円について減損処理を行ったことにより、当期純損失90百万円（前年同期は当期純利益71百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

事業区分	売上高（千円）	構成比(%)	前期増減率(%)
ソフトウェア開発事業	2,974,547	71.7	△12.3
制御・通信系ソフト開発	131,466	3.2	△13.5
汎用・ミドル系ソフト開発	123,079	3.0	△25.0
業務アプリケーション系ソフト開発	2,195,439	52.9	△13.8
ハード・ファーム系ソフト開発	524,562	12.6	△1.0
プロダクツ販売その他事業	1,177,842	28.3	8.0

「ソフトウェア開発事業」の売上高は、次世代ネットワークの設備拡大をはじめとした需要拡大に対して、海外協力会社の活用を行ったことにより、通信系の受注が伸長したものの、協力会社を含めた高度技術者の不足や、不採算案件の対応による機会損失の発生等により、29億74百万円（前期同期比12.3%減）となりました。

「プロダクツ販売その他事業」の売上高は、デマンド交通をはじめとする地図情報を利用したITサービス、および、子会社のインターネットデータセンター事業、人材派遣業、車両運行管理システム事業等が伸長したことにより、11億77百万円（前年同期比8.0%増）となりました。

**(2) 設備投資等の状況**

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

当社子会社の日本ラッド情報システム株式会社と関連会社の株式会社ガッツデイトは、平成19年4月1日付けで日本ラッド情報システム株式会社を存続会社、株式会社ガッツデイトを消滅会社とする吸収合併を行っております。

なお、存続会社である日本ラッド情報システム株式会社は、合併期日をもちまして、日本ラッド情報サービス株式会社へ商号変更しております。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

当社は、株式会社アームと平成19年12月20日に業務・資本提携に関する基本合意書を締結しており、これに伴い、同社株式300株(平成19年11月末現在同社の発行済株式総数の15.0%)を15百万円で取得しております。(取得後の当社持分比率15.0%)

また、関連会社である株式会社シアターテレビジョンの株式を追加取得しました。(取得後の当社持株比率：42.3%)

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、情報化社会の基盤構築を通じて、経済の発展と活力ある豊かな社会の実現に貢献することを経営の基本方針とし、「明日につながる」技術をベースに、低コスト・高品質・高付加価値のトータルソリューションを提案しております。今後も当社グループは、継続的な成長を達成するため、先端技術への先行投資を継続するとともに、高収益体質への改善に向けた効率的な経営を目指します。この目標に沿って、当社グループが対処すべき具体的な経営課題は、以下のとおりと考えております。

(ソフトウェア開発事業)

### ① 営業体制の強化

当社グループは、営業活動において顧客要求を的確につかむと同時に、社内の人的リソースの効率化および協力会社要員の動員力強化を進め、売上機会を逃すことなく、安定的に売上を拡大していくことを重要課題のひとつと認識しております。今期は、社内の優秀な人材を営業本部に加えて、提案型営業プリセールス機能強化と顧客育成による売上拡大を目的とした営業体制を整えるとともに、適材適所の人事異動や社内インフラの整備等により、営業本部と製造部門である事業本部との円滑なコミュニケーションの強化を目的とした環境整備を進めてまいりました。今後も継続的な課題として、営業体制の強化を図ってまいります。

### ② 収益性の確保

ソフトウェア開発事業の特徴として、不採算プロジェクトの発生が利益に大きな影響を及ぼすところから、業務の品質管理による収益性確保が重要課題のひとつと認識しております。今期より、受注案件の吟味と当社品質方針に基づくプロジェクト管理の更なる徹底に取り組んでおり、今後も継続的に不採算案件の発生防止に努めてまいります。

### ③ 優秀な人材の確保

当社グループは知識集約型産業であることから、近年のシステムエンジニア不足と採用難の環境下における適切な人材確保を重要課題のひとつと認識しております。新卒採用および中途採用を促進するとともに、協力会社との連携を強化し、システムエンジニアの供給能力を高めます。また、戦略的に必要とされる技術について個々の社員とのキャリアの融合を図る目的で資格取得支援を通じた人材育成に努めるとともに、働きやすい職場環境を整備することで、優秀な人材の確保に努めてまいります。

#### ④ 顧客満足度の向上

顧客満足度の向上は、情報サービス産業における唯一の経営資源であるシステムエンジニアによってなされると認識しており、また、満足度において他社との差別化をもたらすものは、技術力の差であると確信しております。当社は、IS09001教育規程に沿った先進技術の資格取得支援などによって、システムエンジニアの技術力を継続的に強化し、組織レベルでの品質向上につなげてまいります。

#### ⑤ 競争力の強化

競争優位を保つためには、差別化された強い技術力（商品力、開発能力、開発手法、コンサルティング能力）を基盤としたビジネスモデルの確立が必要と認識しております。当社グループの体制整備等の継続的対応に加え、より一層重要性を増している戦略的事業提携や事業統合を積極的に推進してまいります。

（プロダクツ販売その他事業）

##### ① ETI Solutionの収益モデル確立

当社は、平成18年6月1日に、米国ETI社と業務提携契約を締結し、同社製のデータ統合ソフトウェアであるETI Solutionの、日本における独占販売権を取得いたしました。平成19年6月には、ETI Solution日本語対応版が完成し、日本市場でのビジネス展開を開始しておりますが、当社はこのETI Solutionの導入による収益モデルの確立を重要課題のひとつと認識しております。当社といたしましては、ETI Solutionの営業力を強化し、導入実績の具現化およびその実績をパイロットモデルとした横展開により、日本のデータ統合市場への拡販を進めてまいります。

##### ② TM1の拡販

当社は、平成8年に、米国APPLIX社と多次元データベース応用のビジネスインテリジェントツールTM1のソフトライセンス契約を締結いたしました。以降、日本唯一の総代理店として、TM1の日本語化および日本市場での販売を継続しており、当社はこのTM1の更なる拡販を重要課題のひとつと認識しております。今期9月には、ライセンサーであるAPPLIX社がカナダCognos社に買収され、さらに11月にはCognos社が米国IBM社に買収されました。当社は、TM1がIBM社の製品となったことによるブランド力向上を大きなビジネスチャンスと捉えており、今後は、Cognos社およびIBM社と、アライアンスを視野にいれた交渉を早急にすすめるとともに、当社がこの12年間、日本における多数の導入実績により培ったノウハウを活かしたソリューション販売体制を強化し、日本市場への更なる拡販を進めてまいります。

### ③ 効率的なグループ経営と子会社の収益力改善

グループの企業価値を最大化するためには、グループ各社の役割の明確化や人的資源の最適化など、グループ経営効率の向上も重要課題のひとつと認識しており、その課題の解決に向けて、子会社の統合などの対処を行っております。また、日本ラッド情報サービス(株)、モバイルリンク(株)、インサイトインターナショナル(株)をはじめとする、子会社、関連会社との連携を緊密に保ちながら、収益性改善を推進し事業拡大に邁進いたします。

## (9) 財産および損益の状況の推移

直前三事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 34 期 (平成17年3月期)	第 35 期 (平成18年3月期)	第 36 期 (平成19年3月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (平成20年3月期)
売 上 高	4,161,424	4,258,046	4,482,295	4,152,390
経 常 利 益	35,892	121,622	160,703	94,238
当 期 純 利 益 (△ 純 損 失)	△272,094	180,922	71,732	△90,192
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失)	△61円53銭	38円67銭	17円82銭	△22円54銭
純 資 産	1,852,994	1,826,250	1,909,841	1,784,537
総 資 産	4,042,273	3,886,994	3,998,556	3,517,804

(注) 第36期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (10) 主要な事業内容 (平成20年3月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

### ① ソフトウェア開発事業

制御・通信系ソフトウェア、汎用・ミドル系ソフトウェア、業務アプリケーション系ソフトウェア、ハード・ファーム系ソフトウェアの受託開発

### ② プロダクツ販売その他事業

ハードウェア、パッケージ・ソフトウェア販売、ロイヤルティ他



## (11) 主要な事業所

会 社 名	名 称	所 在 地
日 本 ラ ッ ド 株 式 会 社	本 社	東京都新宿区
	千 葉 事 業 部	千葉県千葉市
	大 阪 技 術 セ ン タ ー	大阪府大阪市
	名 古 屋 技 術 セ ン タ ー	愛知県名古屋市
	名 古 屋 技 術 セ ン タ ー 浜 松 分 室	静岡県浜松市
	金 沢 技 術 セ ン タ ー	石川県金沢市
	松 本 技 術 セ ン タ ー	長野県松本市
モ バ イ ル リ ン ク 株 式 会 社	本 社	東京都新宿区
日 本 ラ ッ ド 情 報 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社	東京都目黒区
	松 本 営 業 所	長野県松本市
	富 山 営 業 所	富山県富山市
	金 沢 営 業 所	石川県金沢市
イ ン サ イ ト イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル 株 式 会 社	本 社	東京都新宿区

- (注) 1. 名古屋技術センター浜松分室は、平成20年4月1日をもって名古屋技術センターから独立し、浜松技術センターに名称変更しております。
2. 上記の日本ラッド情報サービス株式会社の所在地については、現住所を記載しております。同社の登記上の本店所在地は、東京都新宿区となっております。
3. 日本ラッド情報サービス株式会社金沢営業所は、平成20年4月1日をもって廃止しております。

## (12) 従業員の状況

当社グループにおける従業員の状況は次のとおりであります。

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	250名	22名	37.34歳	9.48年
女 子	74名	△2名	33.55歳	7.54年
合計または平均	324名	20名	36.47歳	9.05年

(注) 上記従業員数には、役員、契約社員の86名は含まれておりません。

### (13) 重要な子会社等の状況

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
モバイルリンク株式会社	40	100.0	モバイル関連システム開発販売
日本ラッド情報サービス株式会社	106	88.7	ASP/IDC/人材派遣/時刻認証事業
インサイトインターナショナル株式会社	30	58.3	PC周辺機器向けソフトウェア開発

#### ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社シアターテレビジョン	95	42.3	舞台専門放送事業
株式会社CDMJ	100	30.0	割符データサービス事業
システムニーズ株式会社	218	20.7	セキュリティシステム開発
株式会社トランネット	82	20.2	翻訳者選定電子オーディション翻訳受託
Insight International Korea Inc.	百万won 123	25.3 (25.3)	PC周辺機器向けソフトウェア販売

(注) 「議決権比率」欄の(内書)は間接所有であります。

### (14) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	60,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,000

## II 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 4,001,880株（自己株式503,510株を除く。）

(2) 株 主 数 633名

(3) 単 元 株 式 数 100株

(注) 平成19年7月3日開催の取締役会の決議により、平成19年9月1日付をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数
大 塚 隆 一	627,830
株 式 会 社 ク ボ タ	400,000
有 限 会 社 モ ー ル ネ ッ ト	318,000
日 本 メ ナ ー ド 化 粧 品 株 式 会 社	200,000
小 中 景 子	155,000
ITCP 投 資 事 業 組 合 業 務 執 行 組 合 員 インタートラストキャピタルパートナーズ株式会社	149,000
日 本 ラ ッ ド 従 業 員 持 株 会	144,700
大 和 喜 一	141,000
高 島 雅 省	135,000
杉 野 泰 子	125,000

(注) 発行済株式の総数（自己株式を除く）の10分の1以上の株式を有する株主1名を含め上位10名の株主を記載しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

### (5) 新株予約権に関する事項

平成17年2月22日開催の取締役会決議による新株予約権

1. 新株予約権の払込金額	払込を要しない
2. 新株予約権の数	1,000個
3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 1,000,000株
4. 新株予約権の発行価額	無償
5. 権利行使時の1株当たりの払込金額	435円
6. 新株予約権の行使条件	<p>ア、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、後記に掲げる新株予約権付与契約に定めるところにより、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>イ、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>ウ、新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。</p> <p>エ、その他の条件については、平成17年2月22日開催の当社臨時株主総会決議および平成17年1月18日開催の新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
7. 新株予約権の行使期間	平成17年6月1日から平成22年2月26日まで
8. 当社役員の保有人数	4名
9. 当社役員の保有数	630個

### III 会社役員に関する事項（平成20年3月31日現在）

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 塚 隆 一	日本ラッド情報サービス株式会社代表取締役、株式会社CDMJ代表取締役
代表取締役社長	大 和 喜 一	研究開発部長、インサイトインターナショナル株式会社代表取締役
取 締 役	高 島 雅 省	第二事業本部長、日本ラッド情報サービス株式会社監査役
取 締 役	大 木 秀 雄	営業本部長、千葉事業部長
取 締 役	土 屋 泰 統	
取 締 役	谷 口 博 保	
常 勤 監 査 役	高 見 篤	株式会社日本電子出版代表取締役
監 査 役	山 本 正 隆	
監 査 役	山 口 三 恵 子	弁護士
監 査 役	本 田 靖	ソラン株式会社監査役

- (注) 1. 取締役のうち土屋泰統、谷口博保の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 高見篤、本田靖、山口三恵子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役本田靖氏は、長年にわたり他の会社の取締役、監査役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役山本正隆氏は、長年にわたり他の会社の取締役、相談役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1)平成19年6月26日開催の第36回定時株主総会において、谷口博保氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- (2)平成19年6月26日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、取締役山本正隆氏は退任いたしました。
- (3)取締役大久保圭二氏は平成19年11月21日付にて辞任により退任いたしました。
5. 当期中の監査役の異動は、次のとおりであります。
- 平成19年6月26日開催の第36回定時株主総会において、山本正隆氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

6. 執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	中 村 吉 保	第三事業本部長、松本技術センター所長

執行役員北澤章一氏は平成19年12月31日付にて定年退職により退任いたしました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	支 給 額	区 分	支給人数	支給額
取 締 役	7名	84,113千円	(うち社外取締役)	2名	4,500千円
監 査 役	4名	7,200千円	(うち社外監査役)	3名	6,000千円
合 計	11名	91,313千円		5名	10,500千円

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

常勤監査役高見篤氏は、当社の本社ビルに所在する株式会社日本電子出版の代表取締役社長であり、同社は当社へ未払金4,044,720円の債務があります。

### ② 他の会社の社外役員との兼任状況

監査役本田靖氏は、ソラン株式会社の社外監査役であります。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	土屋 泰 統	当期開催の取締役会16回のうち14回に出席し、主に国際金融および管理系の専門家としての見地から、経営の効率化等について発言を行っております。
取締役	谷 口 博 保	取締役就任以降開催された取締役会11回のうち10回に出席し、住友建機株式会社社長などを歴任された経験から、経営全般に対するアドバイス及び営業的な見地から、経営の効率化等について発言を行っております。
監査役	高 見 篤	当期開催の取締役会全てに出席し、また当期開催の監査役会6回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	本 田 靖	当期開催の取締役会16回のうち13回に出席し、必要に応じては経営会議にも出席し、また、当期開催の監査役会6回全てに出席し、取締役会においては、法令及び定款の遵守について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の提言を行っております。また、監査役会においては、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山 本 正 隆	当期開催の取締役会16回のうち4回に出席し、また当期開催の監査役会6回全てに出席し、情報サービス産業界に精通された専門的な見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山 口 三 恵 子	当期開催の取締役会16回のうち、3回に出席し、また当期開催の監査役会6回のうち3回に出席し、国際法務の弁護士として経営トップと適宜意見交換を行うなどして、当社の海外取引などに助言を行っております。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任において、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額の範囲内で、損害賠償責任の限度を設ける契約を締結する事ができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役及び社外監査役との間で、責任限定契約を締結していません。

#### IV 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,350千円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,180千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、1. の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」に対し1,830千円を支払っております。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人の間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

##### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当会社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。



## V 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保する体制

- ①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監視し、法令や定款および社内規程の違反を未然に防止します。
  - ・取締役が、他の取締役の法令や定款などに違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告します。
  - ・監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセスおよび内容が、法令および定款などに適合しているか確認します。
  - ・社外取締役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行や、会社の決議事項のプロセスおよび内容が、法令および定款などに適合しているか確認します。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・当社は、取締役会規程およびその他関連規程や、情報セキュリティ基本方針および関連する手順書に基づき、取締役の職務執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて、適切かつ検索および閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理します。
  - ・取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、事業活動全般にわたり生じうるリスクについて、その対策、権限、責任、体制などを定めた経営危機管理規程に基づき、リスクの未然防止、解消、事故などの再発防止に努めます。
  - ・当社の各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部統制室は、定期的に実施する内部監査において、その整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた、職務権限規程および職務権限表に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
  - ・当社は、重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、役員間の円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え、常勤取締役および執行役員で構成される経営会議を設置しています。取締役会は原則として毎月1回定時に開催し、法令および定款に定められた重要事項の決定および業務執行状況報告などを行います。また、経営会議は、原則として毎月1回定時に開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議および業務執行状況報告などを行います。
  - ・当社は、取締役の監督機能の強化と、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会で決定した方針に従い、それぞれの担当する部門において業務執行を行います。
- ⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、法令、規則およびルールの遵守を定めたコンプライアンスマニュアルを作成し、全役職員に配布するとともに、行動規範や各種規程を社内WEBに掲載し、全役職員に継続的な周知徹底を図ります。
  - ・内部統制室は、従業員が法令、定款および社内規程などを遵守して、適正に職務を遂行しているかどうかを内部監査規程に基づき監査し、その監査結果を代表取締役に報告します。
  - ・当社は、内部通報処理規程に基づき、コンプライアンスの通報窓口を、内部統制室および外部の第三者機関に設置し、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為について、従業員が直接連絡できる体制としています。
- ⑥当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。
  - ・当社は、子会社の取締役および監査役を当社から派遣することにより、子会社の業務執行の監督若しくは経営の監視を行います。
  - ・子会社および関連会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。

- ・ 当社は、グループ全体でコンプライアンス体制を構築するため、行動規範の遵守をグループ会社にも徹底し、コンプライアンスマニュアルをグループ全役職員に配布します。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役会から、その職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、内部統制室若しくはその他の部署より、必要と認める人員を、監査役を補助すべき従業員として任命します。
- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役の職務の補助のために、監査役会の求めに応じて配置した人員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び従業員は、監査役から求められたときは速やかに業務執行状況を報告します。
  - ・ 取締役及び従業員は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、および重要な法令違反、若しくは定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
  - ・ 監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び従業員に必要なに応じて説明を求めることができます。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令および定款などに適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。
  - ・ 監査役は、内部統制室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

日本ラッドは昭和41年の創業以来、情報化社会の基盤を構築する当社グループの業務を通して、経済の発展と活力ある豊かな社会の実現に貢献してまいりました。またこの間、ITソリューションプロバイダーとしての開発経験、ノウハウを蓄積するとともに、顧客、従業員、パートナー企業や最先端技術を保有する国外の大手ソフトウェア開発企業等の取引先、その他ステークホルダーとの間で良好な関係を築いてまいりました。

当社の事業活動において、お客様の要望に応じた仕様、技術、サービスの面で競合他社との差別化を図るためには、単なる商品販売、受託開発にとどまらず、コストパフォーマンスに優れたサービスの提供が肝要であります。そのためには、高度な技術の保有とそのための研究開発、営業および技術のノウハウを有する人材の育成等を重視し、その上で、その高度な技術を有機的に融合させ、安全で高性能・高品質かつ付加価値の高いシステムを構築、提供することが必要であり、その実現に向けた体制の構築が、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものと考えております。よって、当社の経営にあたっては、専門性の高い業務知識や営業のノウハウを備えたものが取締役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ、当社の財務および事業における方針の決定の任にあたるのが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

近年では、わが国においても、企業の成長戦略として企業買収等の手法が多用されておりますが、当社は、このような市場原理に基づく手法は、企業成長に向けたひとつの重要な選択肢であると認識しております。また、証券取引所に株式を上場している企業である以上、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式の大量買付行為を含む当社の支配権の異動については、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかしながら、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害する恐れのあるもの、既存の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買い付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。当社はこのような大量買付行為は不適切なものと考えます。

以上を、当社の基本方針としておりますが、上記のような要件に該当する当社

株式の大量買付行為が行われようとした場合において、当社がその大量買付行為に対して反対する旨を表明することとどまるものであり、原則として当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることの防止策について、株主総会および取締役会で決議することを定めるものではありません。

しかしながら、株主の皆様が正しく反映される環境を確保するために、法令、証券取引所等の諸規則および当社定款に沿って、対抗策等の検討を継続するとともに、当社株式の大量買付行為等についての日常的な確認活動等を実施し、株主の皆様の共同の利益や企業価値を損なうことがないように、機動的に対応していく所存であります。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけております。環境変化に対応した技術開発や新規事業投資に備え内部留保に努めるとともに、事業の進捗に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当期は、経常利益が黒字であり、収益力自体に問題はないとの判断から、配当の実施を決定しておりますが、減損処理による特別損失の発生により最終赤字となったことなどに鑑み、誠に遺憾ながら1株当たり配当金を、期初予想の7円から5円に修正させて頂くこととしております。株主の皆様には深くお詫びを申し上げますとともに、全社一丸となって業績向上を目指してまい進してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

---

以上の御報告は、百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨て、また千円単位の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、百分率は少数点第2位を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,477,384</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,196,780</b>
現金及び預金	1,462,513	買掛金	209,774
受取手形及び売掛金	842,436	短期借入金	80,000
たな卸資産	84,766	1年以内償還社債	600,000
繰延税金資産	57,993	未払法人税等	33,456
その他	31,471	賞与引当金	126,740
貸倒引当金	△1,796	その他	146,808
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,040,419</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>536,486</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>512,254</b>	退職給付引当金	324,633
建物及び構築物	163,241	役員退職慰労引当金	205,774
車両運搬具	272	負ののれん	1,889
工具器具備品	37,359	その他	4,189
土地	311,381	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,733,266</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>68,832</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	11,361	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,729,388</b>
販売権	44,944	資本金	772,830
その他	12,527	資本剰余金	880,942
<b>投資その他の資産</b>	<b>459,331</b>	利益剰余金	309,142
投資有価証券	141,539	自己株式	△233,526
繰延税金資産	225,049	評価・換算差額等	5,844
その他	153,321	その他有価証券 評価差額金	5,844
貸倒引当金	△60,578	少数株主持分	49,304
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,517,804</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,784,537</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,517,804</b>

## 連結損益計算書

(自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,152,390
売 上 原 価		3,269,005
売 上 総 利 益		883,384
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		778,632
営 業 利 益		104,752
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,020	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	463	
受 取 家 賃	4,914	
負 の の れ ん の 償 却 額	1,514	
そ の 他	658	9,570
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,368	
賃 貸 原 価	3,238	
為 替 差 損	3,478	20,084
経 常 利 益		94,238
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,585	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3,934	
持 分 変 動 利 益	2,137	
そ の 他	655	8,312
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,987	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	57,378	
退 職 給 付 費 用	44,726	
前 渡 金 評 価 損	83,794	187,885
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		85,335
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48,421	
法 人 税 等 調 整 額	△ 45,009	3,412
少 数 株 主 利 益		1,444
当 期 純 損 失		90,192

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	772,830	880,942	427,348	△ 233,526	1,847,594
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 28,013		△ 28,013
当期純損失			△ 90,192		△ 90,192
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 118,205	—	△ 118,205
平成20年3月31日残高	772,830	880,942	309,142	△ 233,526	1,729,388

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算勘定 調整	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高	16,218	563	16,781	45,465	1,909,841
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 28,013
当期純損失					△ 90,192
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 10,373	△ 563	△ 10,936	3,838	△ 7,098
連結会計年度中の変動額合計	△ 10,373	△ 563	△ 10,936	3,838	△ 125,304
平成20年3月31日残高	5,844	—	5,844	49,304	1,784,537



## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 モバイルリンク株式会社  
日本ラッド情報サービス株式会社  
インサイトインターナショナル株式会社

前連結会計年度まで連結子会社であった日本ラッド情報システム株式会社は、平成19年4月1日を合併期日として前連結会計年度まで持分法適用会社であった株式会社ガッツデイトと合併いたしました。日本ラッド情報システム株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、合併後は日本ラッド情報サービス株式会社と商号変更いたしました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

- ・持分法を適用した関連会社の数 5社
- ・会社等の名称 株式会社CDMJ  
株式会社シアターテレビジョン  
システムニーズ株式会社  
株式会社トランネット

Insight International Korea Inc.  
株式会社ガッツデイトは、平成19年4月1日を合併期日として、吸収合併されたため、持分法の適用から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの  
総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商 品……………先入先出法による原価法
- ・原 材 料……………先入先出法による原価法
- ・仕 掛 品……………個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～42年
工具器具備品	4年～20年

- ・無 形 固 定 資 産……………定額法

主な耐用年数

自社利用ソフトウェア	5年 (社内における利用可能期間)
販売権	3年

(3) 重要な引当金の計上基準

- ・貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ・受 注 損 失 引 当 金……………ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。

- ・退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。また、子会社については簡便法を適用しております。
  - ・役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- ・外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 消費税等の処理方法
- ・税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
- 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
- のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

#### (会計方針の変更)

##### 有形固定資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響についても軽微であるため記載しておりません。

(追加情報)

1. 有形固定資産

平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

2. 退職給付会計

当社は、退職給付債務の算定にあたり、前連結会計年度は「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号 平成19年6月12日)に定める簡便法により算定しておりましたが、当連結会計年度より原則法に変更しております。

この変更は、従業員の増加等に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うためであります。

この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額44,726千円を特別損失に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、営業利益及び経常利益は、191千円増加し、税金等調整前当期純損失は44,534千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 239,735千円
3. 保証債務等  
下記の関連会社について、リース債務に対し債務保証を行っております。  
株式会社CDMJ 92,154千円

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 4,505,390株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	28,013千円	7円	平成19年3月31日	平成19年6月27日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	20,009千円	5円	平成20年3月31日	平成20年6月25日

- 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	996	—	2	994	—
合計	—	996	—	2	994	—

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 433円60銭
- 1株当たり当期純損失 22円54銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(その他の注記)

退職給付債務に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは確定拠出型の制度として、退職一時金制度を設けており、退職金の一部について、退職金共済制度を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）

①退職給付債務	△415,943千円
②特定退職金共済制度による給付額	91,309千円
③未積立退職給付債務	△324,633千円
④退職給付引当金	△324,633千円

(注) 連結子会社は退職給付の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

①勤務費用	39,717千円
②利息費用	7,563千円
③期待運用収益	△1,097千円
④簡便法から原則法への変更による差額	44,726千円
⑤退職給付費用	90,909千円

(注) 1. 当連結会計年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

2. 期首における簡便法から原則法への変更による差額は特別損失に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	2.0%
③期待運用収益率	1.2%
④数理計算上の差異の処理年数	発生時一括費用処理

(注) 当連結会計年度末現在、数理計算上の差異はありません。

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,231,785</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,105,556</b>
現金及び預金	1,318,690	買掛金	211,122
受取手形	5,072	短期借入金	40,000
売掛金	741,112	1年以内償還社債	600,000
原材料	30,082	未払金	18,496
仕掛品	53,678	未払費用	35,849
前渡金	3,369	未払法人税等	30,707
前払費用	17,964	未払消費税等	13,593
繰延税金資産	57,435	前受金	15,285
その他の金	5,575	預り金	21,979
貸倒引当金	△1,195	賞与引当金	117,155
<b>固定資産</b>	<b>1,029,022</b>	前受収益	400
<b>有形固定資産</b>	<b>493,128</b>	その他の	966
建物	156,373	<b>固定負債</b>	<b>524,622</b>
構築物	116	退職給付引当金	318,848
車両運搬具	272	役員退職慰労引当金	205,774
工具器具備品	24,983	<b>負債合計</b>	<b>1,630,178</b>
土地	311,381	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>65,648</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,624,784</b>
借地権	8,690	資本金	772,830
ソフトウェア	8,648	資本剰余金	880,942
電話加入権	3,365	資本準備金	880,425
販売権	44,944	その他資本剰余金	517
<b>投資その他の資産</b>	<b>470,245</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>204,538</b>
投資有価証券	79,454	利益準備金	28,772
関係会社株式	76,461	その他利益剰余金	175,765
破産更生債権等	21,754	プログラム準備金	834
長期前払費用	135	別途積立金	193,200
繰延税金資産	224,558	繰越利益剰余金	△18,268
差入保証金	86,158	<b>自己株式</b>	<b>△233,526</b>
会員権	30,500	評価・換算差額等	5,844
その他の金	1,783	その他有価証券評価差額金	5,844
貸倒引当金	△50,559	<b>純資産合計</b>	<b>1,630,628</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,260,807</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,260,807</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,444,173
売 上 原 価		2,830,748
売 上 総 利 益		613,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		576,345
営 業 利 益		37,078
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,831	
受 取 家 賃	18,047	
そ の 他	2,463	22,341
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	906	
社 債 利 息	11,562	
賃 貸 原 価	3,238	
そ の 他	1,276	16,983
経 常 利 益		42,436
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,585	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4,241	
そ の 他	224	6,051
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,987	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	57,378	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,179	
退 職 給 付 費 用	44,726	
前 渡 金 評 価 損	83,794	197,065
税 引 前 当 期 純 損 失		148,577
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	47,000	
法 人 税 等 調 整 額	△ 20,610	26,389
当 期 純 損 失		174,966



## 株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成19年3月31日残高	772,830	880,425	517	880,942
事業年度中の変動額				
プログラム準備金取崩				－
特別償却準備金取崩				－
剰 余 金 の 配 当				－
当 期 純 損 失				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
平成20年3月31日残高	772,830	880,425	517	880,942

(単位：千円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金					そ の 他 利 益 剰 余 金		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
		プログラム準備金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	28,772	2,317	278	193,200	182,950	△ 233,526	1,827,764	
事業年度中の変動額								
プログラム準備金取崩		△ 1,482			1,482		－	
特別償却準備金取崩			△ 278		278		－	
剰 余 金 の 配 当					△ 28,013		△ 28,013	
当 期 純 損 失					△ 174,966		△ 174,966	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							－	
事業年度中の変動額合計	－	△ 1,482	△ 278	－	△ 201,218	－	△ 202,980	
平成20年3月31日残高	28,772	834	－	193,200	△ 18,268	△ 233,526	1,624,784	

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成19年3月31日残高	16,218	1,843,982
事業年度中の変動額		
プログラム準備金取崩		—
特別償却準備金取崩		—
剰余金の配当		△ 28,013
当期純損失		△ 174,966
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 10,373	△ 10,373
事業年度中の変動額合計	△ 10,373	△ 213,353
平成20年3月31日末残高	5,844	1,630,628

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法に

より処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・原材料……………先入先出法による原価法
- ・仕掛品……………個別法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3年～42年

工具器具備品……………4年～20年

- ・無形固定資産……………定額法

主な耐用年数

自社利用ソフトウェア……………5年

（社内における利用可能期間）

販売権……………3年

### 4. 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ・賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
  - ・受注損失引当金……………ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。
  - ・退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - ・役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- ・外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 消費税等の会計処理
- ・税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

1. 有形固定資産

平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

2. 退職給付会計

当社は、退職給付債務の算定にあたり、従来は簡便法により算定してまいりましたが、当事業年度より原則法に変更しております。

この変更は、従業員の増加等に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うためであります。

この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額44,726千円を特別損失に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、営業利益、経常利益は191千円増加し、税引前当期純損失は44,534千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 196,411千円

3. 保証債務等

借入債務保証契約 40,000千円

リース債務保証契約 92,154千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 21,002千円

短期金銭債務 41,904千円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

売 上 高 73,446千円

仕 入 高 202,222千円

販売費及び一般管理費 2,680千円

営業取引以外の取引高 15,276千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度末日における自己株式の数                      普通株式                      503,510株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因の内訳

賞与引当金	47,682千円
貸倒引当金	21,064千円
未払事業税	3,695千円
役員退職慰労引当金	83,750千円
退職給付引当金	129,771千円
投資有価証券評価損	47,219千円
関係会社株式評価損	116,601千円
その他	48,642千円
評価性引当額	△211,848千円
繰延税金資産合計	286,577千円

2. 繰延税金負債の発生 of 主な原因の内訳

その他有価証券評価差額金	4,011千円
プログラム準備金	572千円
繰延税金負債合計	4,584千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本ラッド情報サービス株式会社	所有直接 88.7%	役員 の 兼任 1 名	保証債務(注2)	17,000	-	-
				受取家賃(注3)	13,132	未収入金	1,149
	モバイルリンク株式会社	所有直接 100.0%	役員 の 兼任 1 名	保証債務(注2)	23,000	-	-
関連会社	株式会社 C D M J	所有直接 30.0%	役員 の 兼任 2 名	保証債務(注4)	92,154	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 保証債務は、金融機関等からの借入金に対してのものであります。

(注3) 受取家賃は、所有する不動産の賃貸料であります。

(注4) 保証債務は、リース会社とのリース契約に対してのものであります。

2. 個人

属性	氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	高見篤	所有直接 0.0%	-	当社の貸付先 に対する債務被 保証(注)	1,961	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の貸付先に対して、監査役高見篤より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	407円47銭
2. 1株当たり当期純損失	43円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成20年5月23日

日本ラッド株式会社

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 川野佳範 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 海藤丈二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ラッド株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ラッド株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却方法について、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第37期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月26日

日本ラッド株式会社 監査役会

常勤監査役 高見篤 篤 ㊟

監査役 山本正隆 ㊟

監査役 山口三恵子 ㊟

監査役 本田靖 ㊟

（注）常勤監査役高見篤、監査役山口三恵子及び監査役本田靖は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成20年5月23日

日本ラッド株式会社

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 川野佳範 ㊞

業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 海藤丈二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ラッド株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却方法について、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5月26日

日本ラッド株式会社 監査役会

常勤監査役	高見篤	㊟
監査役	山本正隆	㊟
監査役	山口三恵子	㊟
監査役	本田靖	㊟

(注) 常勤監査役高見篤、監査役山口三恵子及び監査役本田靖は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 日本ラッド株式会社  
代表取締役社長 大塚隆一
2. 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第37期の配当金につきましては、中間期において特別損失として評価損を計上した関係会社株式および投資有価証券等の資産性が回復しておらず、前期並を確保するに至りませんが、今後の業績動向や内部留保等を総合的に勘案し、株主各位に対する還元額を決定いたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 20,009,400円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成20年6月25日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況 ならびに当社取締役であるときの 地位および担当	所有する 当社株式 の数
大塚 隆一 (昭和14年9月12日生)	昭和50年11月 当社入社 昭和51年1月 当社取締役就任 昭和51年11月 当社代表取締役副社長就任 昭和56年11月 当社代表取締役社長就任 平成12年11月 株式会社ガッツデイト代表取締役就任 平成13年6月 当社代表取締役会長就任(現在) 平成19年4月 日本ラッド情報サービス株式会社代表取締役就任(現在) 平成20年4月 当社代表取締役社長就任(現在)	627,830株
大和 喜一 (昭和27年6月24日生)	平成6年10月 当社入社 平成7年6月 当社取締役就任 平成11年3月 当社常務取締役就任 平成12年4月 当社研究開発部長(現在) 平成14年2月 当社マーケティング部長 平成16年4月 インサイトインターナショナル株式会社代表取締役社長就任(現在) 平成16年7月 当社第一事業本部長 平成17年12月 当社代表取締役社長就任 平成20年4月 当社代表取締役副社長就任(現在) 当社第一事業本部長就任(現在)	141,000株
高島 雅省 (昭和23年6月27日生)	昭和55年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役就任(現在) 平成12年1月 日本ラッド情報システム株式会社代表取締役就任 平成13年4月 当社営業本部副本部長 平成16年7月 当社第二事業本部長 平成20年4月 当社第三事業本部長兼名古屋技術センター所長就任(現在)	135,000株

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況 ならびに当社取締役であるときの 地位および担当	所有する 当社株式 の数
大木 秀雄 (昭和26年5月17日生)	昭和45年3月 三井造船株式会社入社 昭和61年4月 三井造船システム技研株式会社出向 平成元年8月 当社入社 平成3年4月 当社千葉技術センター所長 平成5年9月 当社営業本部事業計画室副本部長 平成7年4月 当社千葉技術センター所長 平成13年4月 当社執行役員営業部長 平成14年4月 当社営業本部長 平成15年7月 当社執行役員(再任)営業本部長兼千葉技術センター所長 平成16年4月 当社制御通信システム事業部長 平成17年4月 当社執行役員営業本部長 平成18年6月 当社取締役就任(現在) 平成19年4月 当社千葉事業部長(現在) 平成20年4月 当社第二事業本部長就任(現在)	11,000株
谷口 博保 (昭和14年7月21日生)	昭和38年4月 住友機械株式会社(現住友重機械工業株式会社)入社 平成5年6月 同社取締役技術本部長就任 平成6年4月 同社取締役技術本部長総合研究所長 平成7年6月 同社常務取締役企画室長技術本部長就任 平成9年6月 同社代表取締役副社長企画本部長就任 平成13年4月 同社取締役執行役員 兼 住友建機株式会社代表取締役社長就任 平成18年3月 住友建機株式会社相談役就任 平成19年3月 同社相談役退任 平成19年6月 当社取締役就任(現在)	0株
別所 利通 (昭和25年8月15日生)	昭和48年3月 陸上自衛隊入隊 平成2年6月 外務省出向(スウェーデン防衛駐在官) 平成8年3月 第2特科連隊長(旭川) 平成11年7月 宮城地方連絡部長 平成13年3月 情報本部計画部長・情報官歴任 平成14年12月 第9師団副師団長兼青森駐屯地司令 平成17年1月 陸上自衛隊少年工科学校長兼武山駐屯地司令 平成19年7月 勲奨により陸上自衛隊退職 平成19年7月 富士火災海上保険株式会社入社 法人金融本部公務部顧問 平成20年4月 当社入社執行役員管理本部長(現在)	0株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高見篤、山口三恵子の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況 ならびに当社取締役であるときの 地位および担当	所有する 当社株式 の数
山口三恵子 (昭和22年10月30日生)	昭和51年4月 弁護士登録(現在) 平成13年6月 当社監査役就任(現在)	0株
日下公人 (昭和5年12月9日生)	昭和30年4月 日本長期信用銀行入行 昭和58年6月 同行取締役 業務開発部担当就任 昭和62年2月 日本長期信用銀行顧問 平成5年5月 社団法人ソフト化経済センター理事長 平成6年6月 三谷産業株式会社監査役就任(現在) 平成9年7月 東京財団会長 平成19年4月 日本財団特別顧問(現在) 平成19年4月 当社顧問(現在)	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 山口三恵子および日下公人の両氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 山口三恵子氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査体制に反映していただくためであります。  
 また、日下公人氏を社外監査役候補者とした理由は、銀行および財団で培われた専門的な知識と企業活動に関する豊富な見識を当社の監査体制に反映していただくためであります。  
 両氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。  
 4. 山口三恵子氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。



#### 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社執行役員及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

##### 3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

##### 4. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 200,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

###### (2) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

###### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新

株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年9月1日から平成25年8月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
  - ②新株予約権の相続はこれを認めない。
  - ③その他権利行使の条件は、平成20年6月24日開催の当社第37回定時株主総会決議および同総会以降に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得の条件
- ①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に

定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

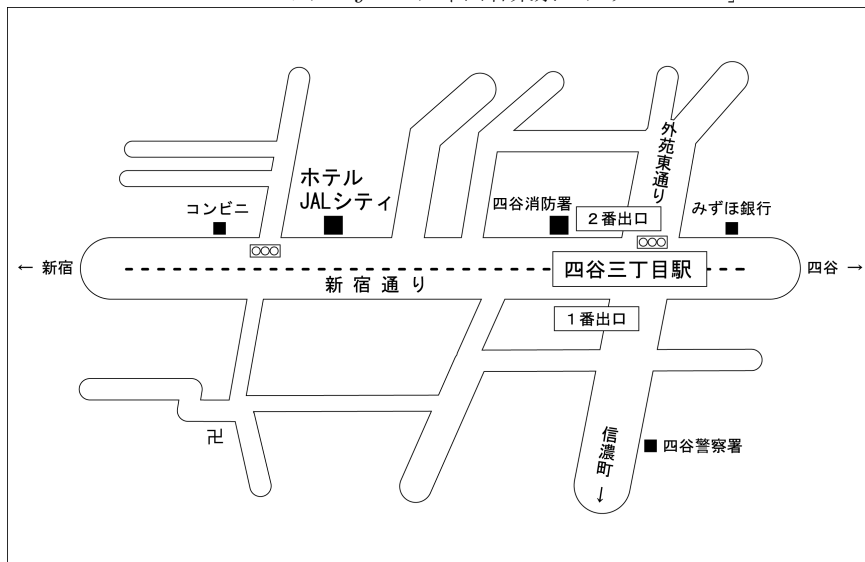
(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区四谷三丁目14番地1  
ホテルJALシティ四谷東京「テラスルーム」



### ■交通機関

- 地下鉄丸ノ内線 四谷三丁目駅2番出口より徒歩1分